

関税法施行令等の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）</p> <p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（省略）</p> <p>七 特例申告に係る指定貨物について第六十一条第一項第二号又は第三号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該指定貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該指定貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号から第十号までにおいて同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八 特例申告に係る指定貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ①若しくは②又は第三号ロ①若しくは②に掲げる貨物（以下この号において「非原産国經由貨物」という。）について同項第二号又は第三号の便益の適用を受けようとする場合には、当該指定貨物が非原産国經由貨物である旨（当該指定貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>九～十一（省略）</p> <p>2～4（省略）</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）</p> <p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 同上</p> <p>七 特例申告に係る指定貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定するシンガポール協定原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該指定貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該指定貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号から第十号までにおいて同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八 特例申告に係る指定貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ①又は②に規定する貨物（以下この号において「非原産国經由貨物」という。）について同号の便益の適用を受けようとする場合には、当該指定貨物が非原産国經由貨物である旨（当該指定貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>九～十一 同上</p> <p>2～4 同上</p>

(特例申告に係る指定貨物について適用しない規定)

第四条の四 法第七条の二第五項(特例申告に係る指定貨物について適用しない規定)に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。

- 一 定率法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)、第十四条第六号(注文集めのための見本の無条件免税)、第十号、第十一号(貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。第四号において同じ。)、及び第十四号(再輸入免税)、第十四条の二(再輸入減税)、第十七条(再輸出免税)、第十八条(再輸出減税)並びに第十九条の三(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)

二 (省略)

- 三 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下この号並びに第六十一条第一項第三号及び第五項において「メキシコ協定」という。)(第五条1(メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。))

四 (省略)

五 (省略)

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 (省略)

2 法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (省略)

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書(特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益(第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号及び第三号の便益を除く。))の適用がある場合に限

(特例申告に係る指定貨物について適用しない規定)

第四条の四 法第七条の二第五項(特例申告に係る指定貨物について適用しない規定)に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。

- 一 定率法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)、第十四条第六号(注文集めのための見本の無条件免税)、第十号、第十一号(貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。第三号において同じ。)、及び第十四号(再輸入免税)、第十四条の二(再輸入減税)、第十七条(再輸出免税)、第十八条(再輸出減税)並びに第十九条の三(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)

二 同上

三 同上

四 同上

(帳簿の記載事項等)

第四条の十二 同上

2 法第七条の九第一項(帳簿の備付け等)に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (省略)

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書(特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益(第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。))の適用がある場合に限るものとし

るものとし、特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。）の総額が十万円以下の場合及び特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。）

五 第六十一条第一項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書（特例申告貨物に係る同項第二号又は第三号の便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

六 第六十一条第一項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）又は同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

七、九（省略）  
三、七（省略）

（外国貨物を置くことの承認の申請）

第三十六条の三（省略）

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第一項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号及び第三号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申請書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号又は第三号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、

、特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。）の総額が十万円以下の場合及び特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。）

五 第六十一条第一項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

六 第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書（特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限るものとし、特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）

七、九 同上  
三、七 同上

（外国貨物を置くことの承認の申請）

第三十六条の三 同上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申請書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該

ては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合において、同条第六項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ①若しくは②又は第三号ロ①若しくは②に該当するものにつき同項第二号又は第三号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書又は同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書の提出を要しない。

5 (省 略)

(保税展示場に入れる外国貨物に係る承認)  
第五十一条の四 (省 略)

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第一号から第三号までに定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申告書に添付しなければならない。

3 (省 略)

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)  
第五十一条の十二 (省 略)

承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定するシンガポール協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ①又は②に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5 同上

(保税展示場に入れる外国貨物に係る承認)  
第五十一条の四 同上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第一号及び第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申告書に添付しなければならない。

3 同上

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)  
第五十一条の十二 同上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号及び第三号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申請書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号又は第三号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると思われる場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書又は同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合において、同条第六項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)若しくは(2)又は第三号ロ(1)若しくは(2)に該当するものにつき同項第二号又は第三号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書又は同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書の提出を要しない。

5 (省略)

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 法第六十八条第二項（輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引について

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申請書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると思われる場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定するシンガポール協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5 同上

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 法第六十八条第二項（輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引について

の書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益（次号及び第三号の便益を除く。）を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。）の総額が十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物に係るものを除く。）

二 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下この号において「シンガポール協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ（省 略）

ロ 当該貨物がシンガポール原産品であつて、かつ、シンガポールからシンガポール以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（ロにおいて「直接運送品」という。）以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、シンガポールから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「シンガポール協定運送要件証明書」という。）

(1) （省 略）

(2) シンガポールから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品）  
当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国

の書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益（次号の便益を除く。）を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。）の総額が十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物に係るものを除く。）

二 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下この号において「シンガポール協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 同 上

ロ 当該貨物がシンガポール原産品であつて、かつ、シンガポールからシンガポール以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（ロにおいて「直接運送品」という。）以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、シンガポールから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「運送要件証明書」という。）

(1) 同 上

(2) シンガポールから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品）  
当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国

の税関の監督下で行われるものに限る。( ) のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの( ) 当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。( )

三| メキシコ協定における関税についての特別の規定による便益を適用する場合  
合| 次に掲げる書類

イ| 当該貨物がメキシコ協定第四章の規定に基づき原産品とされるもの(ロ)において「メキシコ協定原産品」という。( ) であることを証明した原産地証明書(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「メキシコ協定原産地証明書」という。)

ロ| 当該貨物がメキシコ協定原産品であつて、かつ、メキシコからメキシコ以外の地域(以下この号において「非原産国」という。 ) を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの(ロ)において「直接運送品」という。( ) 以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、メキシコから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類(課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「メキシコ協定運送要件証明書」という。 )

(1) | メキシコから非原産国を經由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置(当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。 ) 以外の取扱いがされなかつたもの

(2) | メキシコから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品(当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税

関の監督下で行われるものに限る。( ) のため輸出された貨物で、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるもの( ) 当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。( )

関の監督下で行われるものに限る。( ) のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの( ) 当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。( )

2 (省略)

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日(当該貨物につき第三十六条の三第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)(又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第七項において同じ。)(においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4 シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてシンガポール協定附属書 B に定める事項を記載し、かつ、当該貨物をシンガポールから送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後)その事由により相当と認められる期間内( ) に、当該貨物を送り出した者の申告に基づきシンガポールにおいてシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。

5 メキシコ協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてメキシコ協定第十條に規定する統一規則に定める事項を記載し、かつ、当該貨物をメキシコから送り出した者又は当該貨物の生産者の申請に基づきメキシコにおいてメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。

6 シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書(郵便物の検査)の検査その他郵便物に係る税関の審査の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又

2 同上

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日(当該貨物につき第三十六条の三第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)(又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。)(においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4 シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてシンガポール協定附属書 B に定める事項を記載し、かつ、当該貨物の輸出の際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、輸出後)その事由により相当と認められる期間内( ) に、当該貨物の輸出者の申告に基づきシンガポールにおいてシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならない。

5 シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書(郵便物の検査)の検査その他郵便物に係る税関の審査の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間



<p>は審査後相当と認められる期間内)に、提出しなければならない。</p> <p>7  シンガポール協定原産地証明書及びメキシコ協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日(法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知の日を含む。)において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りでない。</p> <p>8  シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書のうち、非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該貨物の記号、番号、品名及び数量</li> <li>二 非原産国における当該貨物の船舶、航空機又は車両に対する積卸しの年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類</li> <li>三 前号の積卸しがされた非原産国における当該貨物の取扱いの状況</li> </ul> <p>9  シンガポール協定運送要件証明書又はメキシコ協定運送要件証明書は、<u>第一項第二号口(1)若しくは(2)又は第三号口(1)若しくは(2)に掲げる貨物の輸入申告に際し、提出しなければならない。</u></p>	<p>内)に、提出しなければならない。</p> <p>6  シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日(法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知の日を含む。)において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りでない。</p> <p>7  運送要件証明書のうち、非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該貨物の記号、番号、品名及び数量</li> <li>二 非原産国における当該貨物の船舶、航空機又は車両に対する積卸しの年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類</li> <li>三 前号の積卸しがされた非原産国における当該貨物の取扱いの状況</li> </ul> <p>8  運送要件証明書は、<u>第一項第二号口(1)又は(2)に規定する貨物の輸入申告に際し、提出しなければならない。</u></p>
---	--

改 正 案

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

目次

第一章～第八章（省略）

第九章 特惠関税等（第四十九条 第五十八条）

第九章の二 メキシコ協定に基づく関税割当制度等（第五十九条 第六十一条）

第十章 軽減税率等（第六十二条・第六十三条）

第十一章～第十三章（省略）

附則

（加工又は組立てに係る製品の減税の額）

第四十五条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第五十九条の二（申告すべき数量及び価格）に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格（以下この条において「課税価格相当価格」といふ。）とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただし書（再輸入免税の適用除外）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第四十七条、第五十一条第一項第二号、第五十五条第三項及び第四項並びに第六十二条第

現 行

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

目次

第一章～第八章 同上

第九章 特惠関税等（第四十九条 第六十一条）

第十章 軽減税率（第六十二条・第六十三条）

第十一章～第十三章 同上

附則

（加工又は組立てに係る製品の減税の額）

第四十五条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第五十九条の二（申告すべき数量及び価格）に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格（以下この条において「課税価格相当価格」といふ。）とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただし書（再輸入免税の適用除外）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第四十七条、第五十一条第一項第二号、第五十五条第三項及び第四項並びに第六十二条第

一項第二十一号において同じ。) に対する割合を乗じて算出した額とする。  
一及び二 (省略)

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第四十九条 (省略)

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一及び二 (省略)

三 別表第一の第一四四号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品

イ 別表第一の二に掲げる物品

ロ 法第八条の二第一項第二号に掲げる物品のうち別表第一の三に掲げる物品以外のもの

ハ 法第八条の二第一項第三号に掲げる物品のうち別表第一の四に掲げる物品以外のもの

3 (省略)

第九章の二 メキシコ協定に基づく関税割当制度等

(輸入額の公告)

第五十九条 財務大臣は、法第八条の七第四項に規定する経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、同条第五項の規定により算出した毎月末における輸入額を翌月末日までに官報で公告するものとする。

第六十条及び第六十一条 削除

において同じ。) に対する割合を乗じて算出した額とする。  
一及び二 同上

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第四十九条 同上

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一及び二 同上

3 同上

第五十九条から第六十一条まで 削除

第十章 軽減税率等

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第六十二条 法第八条の九第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 〇二二一 (省略)

2 法第八条の九第二項に規定する政令で定める物品は、関税率表第二一・二九号の二の(一)に掲げるトマトピューレー及びトマトペーストのうちトマトゲチャップその他のトマトソースの製造に使用するものとする。

(軽減税率等の適用についての手続等)

第六十三条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について、法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 (省略)

二 当該物品の用途及び使用場所(前条第一項第一号、第八号及び第二十号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画)

三 当該物品(前条第一項第一号、第五号、第八号、第十九号及び第二十号に掲げるものを除く。 ) から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 前項の書面を提出する場合において、当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであるときはその旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書、当該物品が同項第二十号に掲げる重油及び粗油であるときはその旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証

第十章 軽減税率

(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)

第六十二条 法第八条の七に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 〇二二一 同上

(軽減税率の適用についての手続等)

第六十三条 前条各号に掲げる物品について、法第八条の七の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 同上

二 当該物品の用途及び使用場所(前条第一号、第八号及び第二十号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画)

三 当該物品(前条第一号、第五号、第八号、第十九号及び第二十号に掲げるものを除く。 ) から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2 前項の書面を提出する場合において、当該物品が前条第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであるときはその旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書、当該物品が同条第二十号に掲げる重油及び粗油であるときはその旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

明書を当該書面に添付しなければならない。

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第十号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第八号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第二十号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第九号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十一号から第十七号まで、第十九号若しくは第二十一号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第八条の九第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第九号、第十一号から第十七号まで若しくは第二十一号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する学校、幼稚園又は児童福祉施設（以下この項及び次項に

当該書面に添付しなければならない。

3 第八条第二項の規定は、前条各号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、同項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同条第二号、第三号及び第十号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同条第八号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同条第二十号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第四号から第六号までに掲げる物品、同条第九号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの並びに同条第十一号から第十七号まで、第十九号及び第二十一号に掲げる物品について法第八条の七の軽減税率の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第四号、第五号、第九号、第十一号から第十七号まで又は第二十一号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5 法第八条の七の軽減税率の適用を受けた前条第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）及び当該物品の給食を実施する法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する学校、幼稚園又は児童福祉施設（以下この項及び次項において「学校

において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

一～三（省 略）

6 税関長は、必要があると認めるときは、法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分機関及び当該物品の給食を実施する学校等並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

7 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料（同項第二号に掲げる物品にあつては第六十九条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二（省 略）

8（省 略）

9 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第八号に掲げる物品を使用する者（以下この項及び第十一項において「八号物品使用者」という。）及び八号物品使用者に対し当該物品を販売する者（以下この項及び第十一項において「八号物品販売者」という。）及び当該物品のうち第三条第一項に規定する共同利用施設に同項に規定するところにより運送されたもの（以下この項及び第十一項において「共同利用施設用八号物品」という。）を使用して八号物品使用者の委託を受けて当該共同利用施設において飼料を製造する者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

一～三 同上

6 税関長は、必要があると認めるときは、法第八条の七の軽減税率の適用を受けた前条第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分機関及び当該物品の給食を実施する学校等並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

7 法第八条の七の軽減税率の適用を受けた前条第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料（同条第二号に掲げる物品にあつては第六十九条第二項に規定する飼料をいい、前条第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二 同上

8 同上

9 法第八条の七の軽減税率の適用を受けた前条第八号に掲げる物品を使用する者（以下この項及び第十一項において「八号物品使用者」という。）及び八号物品使用者に対し当該物品を販売する者（以下この項及び第十一項において「八号物品販売者」という。）及び当該物品のうち第三条第一項に規定する共同利用施設に同項に規定するところにより運送されたもの（以下この項及び第十一項において「共同利用施設用八号物品」という。）を使用して八号物品使用者の委託を受けて当該共同利用施設において飼料を製造する者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一〇三 (省略)

10 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第九号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの(以下この項及び次項において「原料用とうもろこし」という。)(からコーンフレークを製造する者(以下この項及び次項において「コーンフレーク製造者」という。))及びコーンフレーク製造者の委託を受けて原料用とうもろこしからひき割りとうもろこしを製造する者(以下この項及び次項において「ひき割りとうもろこし製造者」という。)(は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一〇三 (省略)

11 (省略)

12 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第十号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルー(以下この項及び次項において「でん粉糖等」という。)(を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二 (省略)

13 (省略)

14 法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた前条第二十号に掲げる物品の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者(次項において「輸入者等」という。)(は、当該物品に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一及び二 (省略)

15 (省略)

(用途外使用等の承認の申請手続)

第六十四条 法第九条ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げ

一〇三 同上

10 法第八条の七の軽減税率の適用を受けた前条第九号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの(以下この項及び次項において「原料用とうもろこし」という。)(からコーンフレークを製造する者(以下この項及び次項において「コーンフレーク製造者」という。))及びコーンフレーク製造者の委託を受けて原料用とうもろこしからひき割りとうもろこしを製造する者(以下この項及び次項において「ひき割りとうもろこし製造者」という。)(は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一〇三 同上

11 同上

12 法第八条の七の軽減税率の適用を受けた前条第十号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用してでん粉糖又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルー(以下この項及び次項において「でん粉糖等」という。)(を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一及び二 同上

13 同上

14 法第八条の七の軽減税率の適用を受けた前条第二十号に掲げる物品の輸入者その他の販売者及び税関長が指定する使用者(次項において「輸入者等」という。)(は、当該物品に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一及び二 同上

15 同上

(用途外使用等の承認の申請手続)

第六十四条 法第九条ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げ

<p>る事項を記載した申請書を、その承認を受けようとする物品の置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一及び二 (省略)</p> <p>三 当該物品について関税の軽減、譲許の便益の適用又は免除を受けた用途及び使用場所</p> <p>四 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(亡失及び滅却の届出)</p> <p>第六十六条 法第四条の規定により関税の免除を受け、又は法第八条の九第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その輸入の許可の日から二年以内に亡失したときは、当該物品を使用していた者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一及び二 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>る事項を記載した申請書を、その承認を受けようとする物品の置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一及び二 同上</p> <p>三 当該物品について関税の軽減又は免除を受けた用途及び使用場所</p> <p>四 同上</p> <p>2 同上</p> <p>(亡失及び滅却の届出)</p> <p>第六十六条 法第四条の規定により関税の免除を受け、又は法第八条の七の軽減税率の適用を受けた物品が、その輸入の許可の日から二年以内に亡失したときは、当該物品を使用していた者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届出書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。</p> <p>一及び二 同上</p> <p>2 同上</p>
---	--



別表第一の二（改正案）  
（第四十九条関係）

項名	品目
一	関税率表第二六・四九号の二の(一)、第二七・二四号、第二七・二五号、第二七・二六号、第二七・二七号の二又は第二九・ 号に掲げる物品
二	関税率表第三一・一号の二、第三五・二号の四、第三六・二号の二、第三六・二二号の二、第三六・二三号の二、第三六・二九号の二の(一)、 第三七・五一号又は第三七・五九号の一に掲げる物品 関税率表第三七・九九号の二の(四)のBに掲げる物品のうち はまぐり（乾燥したものに限り。）
三	関税率表第五九・ 号に掲げる物品のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六 円未満のもの 関税率表第五一・九一号の二に掲げる物品
四	関税率表第六四・一号、第六四・九一号又は第六四・九九号に掲げる物

	五	六
品	<p>関税率表第 七 六・九 号に掲げる物品のうち</p> <p>じょうぼう</p> <p>関税率表第 七 九・一 号、第 七 九・五二号、第 七二三・二 号の二又は第 七二三・四 号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第 七 九・五九号に掲げる物品のうち</p> <p>まつたけ</p>	<p>関税率表第 八 一・一一号、第 八 一・一九号、第 八 二・九 号の二、第 八 三・三 号、第 八 四・四 号、第 八 四・五 号、第 八 六・二 号、第 八 七・二 号、第 八 一・二 号、第 八 一・三 号、第 八 一・四 号、第 八 一・二 号、第 八 一・九 号の二の(二)、第 八 一三・四 号の一又は第 八 一四・一 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第 八 一・九 号に掲げる物品のうち</p>

---

ランブ タン、パッションフル ツ、レイシ及びごれんし

関税率表第 八一・九 号の一の(五)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポ 、アボカド 、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ  
、パンの実、ランブ タン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シ  
ユガ アップル、マンゴ 、カスタ アップル、パッションフル ツ、ランソム、マ  
ンゴスチン、サワ サップ及びレイシ

関税率表第 八一・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち

ベリー

関税率表第 八一・九 号の四の(三)に掲げる物品のうち

パイヤ、ポポ 、アボカド 、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ  
、パンの実、ランブ タン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シ  
ユガ アップル、マンゴ 、カスタ アップル、パッションフル ツ、ランソム、マ  
ンゴスチン、サワ サップ及びレイシ

---

			七	<p>関税率表第 九一・二二号、第 九一・二二号、第 九一・九号の二又は第 九一・九九号の一に掲げる物品</p>
		八	<p>関税率表第 二二・八・九号又は第 二二・九九号の四に掲げる物品</p> <p>関税率表第 二二・九号の四に掲げる物品のうち</p> <p>びやくだん及びはとむぎ以外のもの</p>	<p>関税率表第 八一三・四号の二に掲げる物品のうち</p> <p>パイヤ、ポポ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランプタン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガ アップル、カスタ アップル、パッションフルーツ、ランソム、サワ サップ及びレイシ</p>
	九	<p>関税率表第 二三・二・二号に掲げる物品</p>		
一	<p>関税率表第 一六・二・二号の二に掲げる物品のうち</p> <p>気密容器入りのもの</p>			<p>関税率表第 一六・二・三二号の二の(一)、第一六・三・二号の二、第一六・四・二二号</p>

---

、第一六 四・一三号、第一六 四・一四号、第一六 四・一五号、第一六 四・一六号、第一六 四・一九号、第一六 四・二 号の二、第一六 四・三 号、第一六 五・二 号の一、第一六 五・三 号の一、第一六 五・四 号の一(一)若しくは二又は第一六 五・九 号の二の(二)若しくは(三)に掲げる物品

関税率表第一六 四・一 号に掲げる物品のうち

気密容器入りのもの以外のもの

関税率表第一六 四・二 号の一の(一)に掲げる物品のうち

にしん(クルペア属のもの)のもの(気密容器入りのものに限る。)

関税率表第一六 五・一 号の二に掲げる物品のうち

米を含むもの以外のもの

関税率表第一六 五・九 号の一に掲げる物品のうち

いか、帆立貝及び貝柱以外のもの

関税率表第一六 五・九 号の二の(一)に掲げる物品のうち

---

	<p>いか（米を含むもの以外のもので、気密容器入りのものに限る。）及びくらげ</p>
一一	<p>関税率表第一八 六・一 号の二に掲げる物品</p>
一二	<p>関税率表第二 一・一 号、第二 一・九 号の一の(四)、第二 二・一 号、第二 二・九 号の二の(一)、第二 三・二 号の一、第二 五・五九号の二の(一)、第二 五・七 号、第二 五・九 号の二の(四)若しくは(五)のAの(b)若しくはBの(a)、第二 八・四 号の二の(一)のB若しくは(二)のB、第二 八・七 号の二の(一)又は第二 八・九九号の二の(一)のAの(a)若しくはBの(b)若しくは(二)のBの(b)に掲げる物品</p> <p>関税率表第二 一・九 号の二の(五)に掲げる物品のうち</p> <p>しよが以外のもの</p> <p>関税率表第二 五・九 号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>気密容器入りのもの</p> <p>関税率表第二 六・ 号の二に掲げる物品のうち</p> <p>あんず以外のもの</p>

一三	<p>       関税率表第二一 八・一九号の二の(二)のAに掲げる物品のうち        マカダミアナット(いつたものを除く。)        関税率表第二一 八・一九号の二の(二)のBに掲げる物品のうち        マカダミアナット(いつたものに限る。)        関税率表第二一 八・九二号の一に掲げる物品のうち        砂糖を加えてないもの        関税率表第二一 八・九九号の二の(一)のBの(c)に掲げる物品のうち        ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし        関税率表第二一 八・九九号の二の(二)のAの(a)に掲げる物品のうち        バナナ及びアボカド        関税率表第二一 八・九九号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品のうち        マンゴー、グアバ及びマンゴスチン        関税率表第二一 一・一一号の二の(一)、第二一 一・一二号の一の(一)のB、第二一 二     </p>
----	--

	<p>・ 一 号、第二一 二・二 号の一、第二一 三・九 号の一の(三)若しくは二の(二)の A 又は第二一 六・九 号の二の(二)の D の(b)に掲げる物品</p> <p>関税率表第二一 六・九 号の二の(二)の E の(b)の八の(ロ)の (II)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)</p>
一四	<p>関税率表第二二 三・ 号、第二二 四・一 号、第二二 四・二九号の二、第二二 四・三 号の二、第二二 五・一 号、第二二 五・九 号の二又は第二二 九・ 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第二二 八・九 号の一の(二)の B の(b)に掲げる物品のうち テキーラ、メスカル及びソトール</p>
一五	<p>関税率表第二三 九・一 号の二の(二)の B の(b)に掲げる物品</p>



別表第一の三（第四十九条関係）

項名	品目
一	関税率表第三三 一・二五号の一の(一)に掲げる物品
二	関税率表第三五 五・一 号の一又は第三五 五・二 号に掲げる物品
三	関税率表第四一 三・三号の二、第四一 六・三一号、第四一 六・三二号、第四一 六・四 号の二の(一)、第四一 六・九二号の一、第四一 七・一一号の一、第四一 七・一二号の一、第四一 七・一九号の一、第四一 七・九一号の一、第四一 七・九 二号の一、第四一 七・九九号の一、第四一 一一二 号の一、第四一 一一三 号の一、第四一 一一三・二 号、第四一 一一三・三 号の一若しくは二の(一)、第四一 一一三・九 号の一若しくは二の(一)、第四一 一四項又は第四一 一五項に掲げる物品
四	関税率表第四二 一 号、第四二 二 項又は第四二 四 項から第四二 六 項 までに掲げる物品
五	関税率表第四三 二 一 号に掲げる物品

	<p>関税率表第四三二・一九号、第四三二・二二号、第四三二・二三号、第四三二・三三  ・一号又は第四三三・三・九号に掲げる物品のうち  羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>
六	<p>関税率表第四四七・二五号、第四四七・二六号、第四四七・二九号の一又は第四四七・九九号の一に掲げる物品のうち  四 七・九九号の一に掲げる物品のうち  かながけし又はやすりがけしたものの以外のもの</p> <p>関税率表第四四二・二二号の一、第四四二・二三号の一、第四四二・二九号の一、第四四二・九二号の一、第四四二・九三号又は第四四二・九九号に掲げる物品</p>
七	<p>関税率表第六四五・一号の三、第六四五・二二号又は第六四五・九二号の二に掲げる物品</p>
八	<p>関税率表第七一八・一号又は第七一八・九号の一に掲げる物品</p>
九	<p>関税率表第九一・三・九号の二の(一)に掲げる物品</p>
一	<p>関税率表第九四一・九号の一に掲げる物品</p>

一一 関税率表第九六 五・ 号に掲げる物品

別表第一の四（第四十九条関係）

項名	品	目
一	関税率表第二九 五・四三号又は第二九 五・四五号に掲げる物品	
二	関税率表第三三 一・二二号、第三三 一・二三号、第三三 一・二四号、第三三 一・二五号の二若しくは三又は第三三 一・二九号の二に掲げる物品	
三	関税率表第三五 一・九 号、第三五 二・二 号、第三五 二・九 号、第三五 三 ・ 号の一若しくは二又は第三五 四・ 号の二に掲げる物品	
四	関税率表第三八 九・一 号、第三八・二三項又は第三八二四・六 号に掲げる物品	
五	関税率表第四三 一・一 号又は第四三 一・九 号の一に掲げる物品	

改 正 案	現 行
<p>法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)</p> <p>(収益事業の範囲)</p> <p>第五条 法第十二条第十三号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。</p> <p>一 物品販売業(動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。)(のうち次に掲げるもの以外のもの)</p> <p>イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人が行う児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条(児童福祉施設)に規定する児童福祉施設の児童の給食用の輸入脱脂粉乳(関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の九第一項(軽減税率の適用手続)の規定の適用を受けたものに限る。)(の販売業</p> <p>ロ 水 (省略)</p> <p>二 三十三 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)</p> <p>(収益事業の範囲)</p> <p>第五条 法第十二条第十三号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。</p> <p>一 物品販売業(動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。)(のうち次に掲げるもの以外のもの)</p> <p>イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人が行う児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条(児童福祉施設)に規定する児童福祉施設の児童の給食用の輸入脱脂粉乳(関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の七(軽減税率の適用手続)の規定の適用を受けたものに限る。)(の販売業</p> <p>ロ 水 同上</p> <p>二 三十三 同上</p> <p>2 同上</p>